

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。
- ※その他
 - 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
 - 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
 - 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
 - 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

参考資料

自発的申出について

下請法違反行為をしていた親事業者が公正取引委員会・中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、所要の事由が認められた場合には、勧告を行わない取扱いとする制度です。

その際、以下の事由が認められる必要があります。

- 1 公正取引委員会等が該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注）下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

問い合わせ先

○公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 下請取引調査室

電話 03-3581-3374

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

○中小企業庁 事業環境部 取引課

電話 03-3501-1732

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/zihatuFAQ.pdf>

自主行動計画について

サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめたもので、29業種79団体が策定しています（令和7年4月時点）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 取引課（電話 03-3501-1669）

パートナーシップ構築宣言について

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもので、下記の（１）（２）を宣言します。

（１）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- ・オープンイノベーション
- ・IT実装
- ・グリーン化 等

（２）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。

- ①価格決定方法
- ②型管理などのコスト負担
- ③手形などの支払条件
- ④知的財産・ノウハウ
- ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 企画課（電話 03-3501-1765）

○内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）付（03-6257-1541）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させる観点から、労務費の転嫁のあり方について、内閣官房及び公正取引委員会が連名でとりまとめた指針です。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

○価格転嫁サポート窓口

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html

○中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

取引先と価格交渉を行うために準備しておくといツールや、交渉を行う上で押さえておくといポイントなどを、わかりやすくまとめています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf

○その他の価格交渉・転嫁のツール

価格交渉の根拠材料として有用な公表資料や、価格交渉に応じてもらえない等の取引上の悩み等に関する情報を用意しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html

○価格交渉を行うための事例集

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180416support1.pdf>

○価格転嫁・取引適正化対策の最近の動きと今後の方針

足元の価格転嫁・取引適正化施策と今後の施策について紹介しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika